



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年1月11日金曜日 第1928号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則.....	8
告 示	
落札者等の告示（2件）.....	8
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	9
指定相談支援事業者の指定.....	9
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	9
地域森林計画の公表.....	9
地域森林計画の変更の公表（4件）.....	10
公有水面埋立免許.....	10
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	11
道路の供用開始（ " ）.....	11
道路の供用開始（県道石鎚伊予小松停車場線）.....	11

道路の供用開始（県道波方環状線）.....	11
道路の区域変更（一般国道197号）.....	12
道路の供用開始（県道大洲長浜線）.....	12
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	12
都市計画の変更案の縦覧.....	12
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	12
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	12

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	13
----------------------------	----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第1号

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年1月11日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県水道条例施行規則（昭和38年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定期及び臨時の水質検査）</p> <p>第8条 条例第8条第1項の規定により行う定期の水質検査は、隔月ごとに行うものとし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、省令の表1の項、2の項、10の項、<u>34の項</u>、<u>38の項</u>から<u>40の項</u>まで及び<u>46の項</u>から<u>51の項</u>までの上欄に掲げる事項、消毒の残留効果並びに知事が特に必要と認める事項に関する検査とする。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（定期及び臨時の水質検査）</p> <p>第8条 条例第8条第1項の規定により行う定期の水質検査は、隔月ごとに行うものとし、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について、省令の表1の項、2の項、10の項、<u>33の項</u>、<u>37の項</u>から<u>39の項</u>まで及び<u>45の項</u>から<u>50の項</u>までの上欄に掲げる事項、消毒の残留効果並びに知事が特に必要と認める事項に関する検査とする。</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第11号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年1月11日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
庁内LANシステム用端末機の借入れ(パーソナルコンピュータ2,210台等)	愛媛県企画情報部 管理情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成19年11月16日	株式会社愛媛電算 愛媛県松山市大手町一丁目11番地7	4,173,750円 (月額)	一般競争入札	平成19年10月5日

○愛媛県告示第12号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
X線断層撮影装置(CT) 1式	愛媛県立子ども療育センター 愛媛県東温市田窪2135番地	平成19年11月19日	株式会社自治体病院共済会 東京都千代田区紀尾井町3番27号	2,000,985円 (月額)	一般競争入札	平成19年10月9日
総合情報システム 1式	愛媛県立子ども療育センター 愛媛県東温市田窪2135番地	平成19年12月5日	センチュリー・リーシング・システム株式会社 四国支店 香川県高松市亀井町2番地1	1,567,650円 (月額)	一般競争入札	平成19年10月26日

○愛媛県告示第13号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810700157	特定非営利活動法人共同連えひめ	松山市上野町甲734番地14	白石 勇	居宅介護	共同連えひめ南予支部	大洲市菅田町菅田甲940番6ソレイユ21-107	平成19年12月27日
3810700157	特定非営利活動法人共同連えひめ	松山市上野町甲734番地14	白石 勇	重度訪問介護	共同連えひめ南予支部	大洲市菅田町菅田甲940番6ソレイユ21-107	平成19年12月27日

○愛媛県告示第14号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第32条第1項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者を指定した。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定相談支援事業者			指定相談支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地	
3831000066	社会福祉法人朝凧会	伊予市森甲6番地1	森下 勝馬	相談支援事業所伊予なぎさ園	伊予市森甲6番地1	平成20年1月4日

○愛媛県告示第15号

久万高原町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・河内井手地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・河内井手地区)計画書の写し
- (2) 久万高原町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の

写し

2 縦覧期間

平成20年 1月15日から 2月12日まで

3 縦覧場所

久万高原町役場本庁

○愛媛県告示第16号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、平成19年12月28日、肱川地域森林計画を立てた。

肱川地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、八幡浜地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成19年12月28日、中予山岳地域森林計画を変更した。中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、松山地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成19年12月28日、東予地域森林計画を変更した。東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、西条地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成19年12月28日、今治松山地域森林計画を変更した。今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、今治地方局産業経済部森林林業課、松山地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第20号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、平成19年12月28日、南予地域森林計画を変更した。南予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、宇和島地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第21号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成20年 1月11日

波止浜港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

今治市

今治市別宮町一丁目4番地1

代表者 今治市長 越智忍

今治市大西町脇甲1032番地1

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

今治市小浦町一丁目丁 434 番 2 から同 447 番 2 までの地先
公有水面

イ 区域

次の1点から16点を順次直線で結んだ線及び16点と1点を結ぶ平成18年の秋分の満潮位（D.L.+3.94メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市大字大浜字大谷戊 110 番地内の国土地理院「小浦」三等三角点）は、北緯34度06分 47.1397 秒、東経 132度58分 34.0141 秒の地点

1 点は、基点から真北 243 度47分21秒457.49メートルの地点

2 点は、1 点から真北 267 度15分06秒 14.64 メートルの地点

3 点は、2 点から真北 357 度15分10秒8.70メートルの地点

4 点は、3 点から真北87度12分10秒0.31メートルの地点

5 点は、4 点から真北 357 度15分13秒 27.05 メートルの地点

6 点は、5 点から真北 267 度23分51秒0.31メートルの地点

7 点は、6 点から真北 357 度15分04秒2.77メートルの地点

8 点は、7 点から真北87度15分08秒 53.88 メートルの地点

9 点は、8 点から真北 177 度16分25秒0.02メートルの地点

10点は、9 点から真北87度15分06秒 34.71 メートルの地点

11点は、10点から真北 357 度49分16秒 30.64 メートルの地点

12点は、11点から真北 267 度42分34秒0.03メートルの地点

13点は、12点から真北 357 度49分16秒9.60メートルの地点

14点は、13点から真北 267 度51分13秒0.67メートルの地点

15点は、14点から真北 357 度49分18秒 17.10 メートルの地点

16点は、15点から真北82度17分21秒 14.45 メートルの地点

ウ 面積

1 834.38平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

今治市小浦町一丁目丁 434 番 2 から同 447 番 2 までの地内及び同地先公有水面

イ 区域

次のA点からJ点を順次直線で結んだ線及びJ点とA点を結んだ線により囲まれた区域

基点（今治市大字大浜字大谷戊 110 番地内の国土地理院「小浦」三等三角点）は、北緯34度06分 47.1397 秒、東経 132度58分 34.0141 秒の地点

A 点は、基点から真北 240 度19分23秒465.84メートルの地点

B 点は、A 点から真北 266 度50分14秒105.00メートルの地点

C 点は、B 点から真北 357 度48分25秒125.32メートルの地点

D 点は、C 点から真北86度31分08秒184.14メートルの地点

E 点は、D 点から真北92度58分02秒3.50メートルの地点

F 点は、E 点から真北82度12分24秒 32.64 メートルの地点

G 点は、F 点から真北84度29分15秒 12.44 メートルの地点

H 点は、G 点から真北 174 度15分04秒 41.69 メートルの地

点
I 点は、H 点から真北 176 度11分34秒 33.87 メートルの地
点
J 点は、I 点から真北 268 度15分15秒129.83メートルの地
点
ウ 面積

22,487.32平方メートル
3 埋立地の用途
輸送用機械器具製造業用地
4 埋立免許年月日
平成20年 1月11日

○愛媛県告示第22号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番184	旧	メートル 5.8～13.8	キロメートル 0.020	
			新	9.6～16.0	0.020	

○愛媛県告示第23号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番184	平成20年 1月11日

○愛媛県告示第24号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	石鎚伊予小松停車場線	西条市氷見字長谷大小家丁 5 番 5 から 同字丁 5 番16まで	平成20年 1月11日

○愛媛県告示第25号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	波方環状線	今治市波方町森上乙55番 6 地先から 同町森上甲172番 2 地先まで	平成20年 1月11日

○愛媛県告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	八幡浜市松柏甲2番3から 同市松柏甲1番7まで	旧	メートル 8.8~10.8	キロメートル 0.015	
			新	10.2~10.8	0.015	

○愛媛県告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町上老松甲705番1地先から 同町上老松甲722番1地先まで	平成20年 1月11日

○愛媛県告示第28号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、東予広域都市計画特別用途地区の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
四国中央都市計画臨港地区 三島川之江臨港地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分 三島中央一丁目、三島紙屋町、村松町、川之江町の各一部
 - (2) 削除する部分 なし

○愛媛県告示第29号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準

○愛媛県告示第30号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第 98号	松山市花園町3番1号	日本貸金業協会愛媛県支部	松山市花園町3番1号	平成19年12月18日

○愛媛県告示第31号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第 80号	松山市花園町3番1号	社団法人愛媛県貸金業協会	松山市花園町3番1号	平成19年12月18日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年 1月11日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申 請 年 月 日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年12月25日	特定非営利活動法人 こころ塾	村 松 つ ね	松山市大街道三丁目2番地16	この法人は、働く人々に対して、心の健康保持増進に関する事業を行い、幸せな家庭、職場作りに寄与することを目的とする。